

# 府中市特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業助成金

東京都では、平成23年4月に「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」を施行し、地震発生時における避難、救急消火活動、緊急物資の輸送及び復旧復興活動を支えるために特に高い公共性を有し、沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路を「特定緊急輸送道路」に指定し、その沿道建築物について、耐震診断が未実施の場合は診断の実施を平成24年4月から義務化しました。さらに、平成26年4月には、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく耐震診断の義務付け建築物としての位置づけを加え、重点的に耐震化を推進しています。

そこで、府中市では次のとおり助成制度を実施し、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者等が行う耐震化への取組みを支援します。

## 府中市内の特定緊急輸送道路

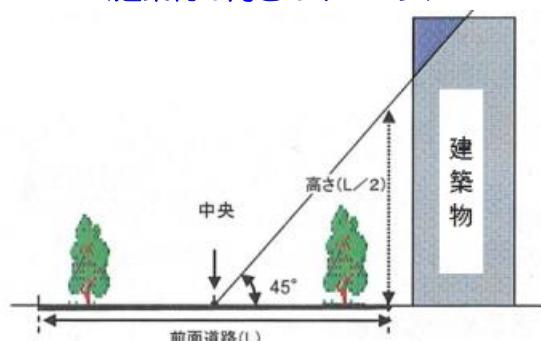
中央自動車道・甲州街道・小金井街道（甲州街道以北）・東八道路（府中街道以東）・府中街道（市役所以北）・鎌倉街道（中河原駅以南）・新府中街道（甲州街道以南から中河原駅以北）

## 助成対象となる建築物

以下の全ての項目に該当する建築物が、  
助成制度の対象となります。

- (1) 建築物の敷地が特定緊急輸送道路に接しているもの
- (2) 昭和56年6月1日施行の耐震基準以前に建築（工事着手）されたもの
- (3) 建築物の高さが道路幅員のおおむね2分の1を超えるもの

〈建築物の高さのイメージ〉



## 助成対象者

上記に該当する建築物の所有者（分譲マンションの場合は管理組合等）

## 助成制度の種類と適用予定期間

- |                |                         |
|----------------|-------------------------|
| (I) 補強（建替）設計助成 | ： 令和8年3月末までに完了したもの      |
| (II) 耐震改修助成    | ： 令和8年3月末までに補強設計を完了したもの |
| (III) 建替え助成    | ： 令和8年3月末までに完了したもの      |
| (IV) 除却助成      | ： 令和8年3月末までに完了したもの      |

ただし、助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とします。

（予算確保のため、原則、助成金を申請する前年度の9月末までにご相談ください。）

問合せ ○ 府中市の助成制度について ○

府中市 都市整備部住宅課 住宅安全係

電話 042-335-4173 E-mail jutaku02@city.fuchu.tokyo.jp

○ 都の条例及び条例に伴う手続きの内容、建築士団体等について ○

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター 耐震化相談窓口

電話 03-5989-1470

# I 補強設計助成

## 1 助成の要件

- (1) 構造耐震指標が木造の場合 I w 値 1.0 未満相当若しくは非木造の場合 I s 値 0.6 未満相当又は倒壊の可能性があると判断されたものであること。
- (2) 原則として第三者機関の評定を受けたものであること。
- (3) 建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正をする設計を同時にを行うものであること。
- (4) **令和8年3月末までに補強設計を完了すること。**

## 2 助成金の額

### 補強設計に要した費用（助成対象限度額<sup>注</sup>あり）

|   |                         |
|---|-------------------------|
| (注) 助成対象限度額 延べ面積 1, 000 m <sup>2</sup> 以下の部分                  | 5, 000 円／m <sup>2</sup> |
| 延べ面積 1, 000 m <sup>2</sup> を超える部分 2, 000 m <sup>2</sup> 以下の部分 | 3, 500 円／m <sup>2</sup> |
| 延べ面積 2, 000 m <sup>2</sup> を超える部分                             | 2, 000 円／m <sup>2</sup> |

# II 建替設計助成

## 1 助成の要件

- (1) 構造耐震指標が I w 値 0.7 未満相当若しくは I s 値 0.3 未満相当又は倒壊の可能性があると判断されたものであること。
- (2) 建築基準法及び関係法令に適合する内容であること。
- (3) 着手が当該住宅又は建築物の建替工事の着手前であり、かつ、完了が当該建替工事に係る新築工事前であること。
- (4) **令和8年3月末までに建替設計を完了すること。**

## 2 助成金の額

### 建替設計に要した費用（助成対象限度額<sup>注</sup>あり）

|   |                         |
|---|-------------------------|
| (注) 助成対象限度額 延べ面積 1, 000 m <sup>2</sup> 以下の部分                  | 5, 000 円／m <sup>2</sup> |
| 延べ面積 1, 000 m <sup>2</sup> を超える部分 2, 000 m <sup>2</sup> 以下の部分 | 3, 500 円／m <sup>2</sup> |
| 延べ面積 2, 000 m <sup>2</sup> を超える部分                             | 2, 000 円／m <sup>2</sup> |

# III 耐震改修助成

## 1 助成の要件

- (1) 構造耐震指標が木造の場合 I w 値 1.0 未満相当又は非木造の場合 I s 値 0.6 未満相当で著しく危険と認められるものを、耐震改修後に I w 値 1.0 相当以上若しくは I s 値 0.6 相当以上とする耐震改修であること。
- (2) 当該耐震改修の計画について、原則として第三者機関の評定を受けたものであること。
- (3) 建築基準法及び関係法令に重大な不適合がある場合は、その是正が同時になされるものであること。

(4) 令和8年3月末までに耐震改修工事を完了すること。

## 2 助成金の額

### 耐震改修に要した費用（助成対象限度額<sup>注</sup>あり）の10分の9

(注) 助成対象限度額

●建築物：51,200円／m<sup>2</sup>（棟あたりの限度額512,000,000円／棟）

●マンション：50,200円／m<sup>2</sup>（棟あたりの限度額502,000,000円／棟）

●住宅：34,100円／m<sup>2</sup>（棟あたりの限度額341,000,000円／棟）

※免震工法等の特殊な工法による場合：83,800円／m<sup>2</sup>（棟あたりの限度額838,000,000円／棟）

※Iw値0.7未満若しくはIs値0.3未満又は倒壊の可能性があると判断された建築物の耐震改修（免震工法等特殊な工法を除く）の場合：

建築物76,800円／m<sup>2</sup>、マンション75,300円／m<sup>2</sup>、住宅51,150円／m<sup>2</sup>

（棟あたりの限度額 建築物768,000,000円／棟、マンション753,000,000円／棟、

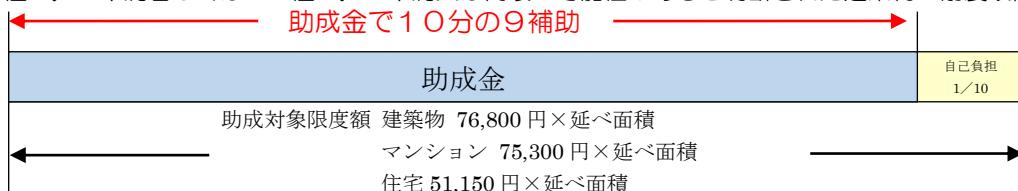
住宅511,500,000円／棟）

#### ●助成割合モデル●

◎一般的な耐震改修



◎Iw値0.7未満若しくはIs値0.3未満又は倒壊の可能性があると判断された建築物の耐震改修



※分譲マンション以外の建築物の延べ面積5,000m<sup>2</sup>を超える部分については、補助割合が異なります。

## IV 建替え助成

### 1 助成の要件

(1) 構造耐震指標が木造の場合Iw値1.0未満相当若しくは非木造の場合Is値0.6未満相当又は倒壊の可能性があると判断されたものであること。

(2) 令和8年3月末までに建替えを完了すること。

### 2 助成金の額

#### 耐震改修に要する費用相当額（注）の10分の9

ただし、分譲マンション以外の5,000m<sup>2</sup>を超える部分については2分の1

（注）・耐震改修に必要な工事金額の概算の算出が必要となります。

・助成対象限度額は耐震改修助成と同様です（特殊な工法による場合の規定は適用しません）。

# V 除却助成

## 1 助成の要件

- (1) 構造耐震指標が木造の場合 Iw 値 1.0 未満または非木造の場合 Is 値 0.6 未満相当で、著しく危険と認められるものであること。
- (2) **令和8年3月末までに除却工事を完了すること。**

## 2 助成金の額

耐震改修に要する費用相当額と除却に要する費用のいずれか低い額（注）の10分の9  
ただし、分譲マンション以外の5,000m<sup>2</sup>を超える部分については2分の1

（注）・耐震改修に必要な工事金額の概算の算出が必要となります。  
・助成対象限度額は耐震改修助成と同様です（特殊な工法による場合の規定は適用しません）。

**耐震改修助成・建替え助成・除却助成の併用はできません**

# 助成手続きのながれ

各助成金の手続きの主な流れは以下のとおりです。特に、**助成金の交付決定通知前に契約を行った場合は助成金を交付することができません**ので、ご注意ください。

## 事前相談

助成金の申請に関する手続きや必要書類、市の予算の状況等、それぞれの建築物の状況に応じたご案内が必要ですので、補強設計、耐震改修等を実施するときは、業者選定や見積り等と並行して必ず府中市都市整備部住宅課住宅安全係に事前相談を行ってください。

## 助成金交付申請

申請書に次項に記載の書類を添えて、必ず事業者との契約前に市へ交付申請を行ってください。内容審査の後、適当と認めたときは交付決定通知を送付します。

## 助成金交付決定

## 事業者と契約

## 着手届

交付決定通知が届いて以降に事業者と契約を締結し、事業に着手し、着手届を市に提出してください。

### ①変更届 または 変更申請書

着手後、事業内容や事業に係る費用に変更が生じる場合、または事業を取止める場合には、速やかに市へご連絡ください。内容によって届出書または変更申請書等の提出が必要となります。

### ②協定団体の確認 または 第三者機関の評定（補強設計時）

### ③事業者への支払い

## 完了報告

事業が完了したときは、次項の表の書類を添えて市へ完了報告を行ってください。内容審査の後、適当と認めたときは市より交付額確定通知書を送付します。

## 額の確定

## 助成金の請求

（手続きの簡素化のため、完了報告書類の提出と同時に請求書も提出）

## 助成金交付

申請者からの助成金の請求に基づき、市より助成金を交付します。

※事業が複数年度にまたがる場合は、別途手続きが必要となります。

# 交付申請・完了報告時の添付書類

交付申請及び完了報告に際しては、様式とあわせて、以下の図書を提出してください。

| 助成種別 | 交付申請時の添付書類   |   | 完了報告時の添付書類   |
|------|--|---|--|
|      | 共通書類   | 各助成別  |  |
| 補強設計 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建物全部事項証明書又は建物の所有権を証する書類</li> <li>・確認通知書の写し又は建築年月日を証する書類</li> <li>・代表者承諾書と共有者全員の同意書(建物の所有者が複数の場合)</li> <li>・管理組合の規約と耐震診断等の実施を決議したことがわかる書類(分譲マンションの管理組合の場合)</li> <li>・法人全部事項証明書(法人の場合)</li> <li>・特定緊急輸送道路沿道建築物であることが確認できる書類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計者の建築士免許証の写しなど、条例10条1項に掲げる者であることがわかる書類</li> <li>・耐震診断報告書(概要)</li> <li>・設計見積書</li> <li>・設計工程表(概要)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・補強設計結果報告書</li> <li>・補強計画に係る評定書</li> <li>・補強設計費用明細書</li> <li>・補強設計費用支払いに係る領収書<br/>※市への請求書も同時提出</li> </ul> |
| 建替設計 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震診断報告書(概要)</li> <li>・設計見積書</li> <li>・設計工程表(概要)</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替設計費用明細書</li> <li>・建替設計費用支払いに係る領収書</li> <li>・確認済証(写)</li> <li>・設計図書</li> </ul>                          |
| 耐震改修 |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所有者の承諾書(借地の場合)</li> <li>・補強設計結果報告書(概要)</li> <li>・補強計画に係る評定書</li> <li>・工事に関する設計図書</li> <li>・工事見積書</li> <li>・工事工程表(概要)</li> <li>・建設業許可書(写し)</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震改修結果報告書</li> <li>・耐震改修費用明細書</li> <li>・耐震改修費用支払いに係る領収書</li> <li>・工事写真(着手前・中間時・完了時)</li> </ul>           |
| 建替え  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所有者の承諾書(借地の場合)</li> <li>・耐震診断結果報告書(概要)</li> <li>・工事に関する設計図書</li> <li>・耐震改修に要する費用を示す書類</li> <li>・工事見積書</li> <li>・工事工程表(概要)</li> <li>・確認済証(写し)</li> <li>・建設業許可書(写し)</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・建替え費用明細書</li> <li>・建替え費用支払いに係る領収書</li> <li>・検査済証(写し)</li> <li>・工事写真(着手前・中間時・完了時)</li> </ul>              |
| 除却   |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所有者の承諾書(借地の場合)</li> <li>・耐震診断結果報告書(概要)</li> <li>・耐震改修に要する費用を示す書類</li> <li>・工事見積書</li> <li>・工事工程表(概要)</li> <li>・建設業許可書または解体工事業登録通知書(写し)</li> </ul>                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・除却費用明細書</li> <li>・除却費用支払いに係る領収書</li> <li>・工事写真(着手前・中間時・完了時)</li> </ul>                                   |

(注) 建築物により添付書類が異なる場合があります。また、上記以外の書類の添付が必要な場合があります。